

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年4月18日学長裁定)

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学経理細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(勘定科目)	(勘定科目)
第3条 会計規程第5条に定める勘定科目は、別表1のとおりとする。	第3条 会計規程第5条に定める勘定科目は、別表1のとおりとする。
(略)	(略)
(予算単位及び予算責任者)	(予算単位及び予算責任者)
第8条 会計規程第8条に定める予算単位並びに予算責任者及び分任 予算総括責任者が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。	第8条 会計規程第8条に定める予算単位並びに予算責任者及び分任 予算総括責任者が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。
(経理単位及び経理責任者)	(経理単位及び経理責任者)
第9条 会計規程第20条に定める経理単位並びに経理責任者及び経理 単位が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。	第9条 会計規程第20条に定める経理単位並びに経理責任者及び経理 単位が所掌する予算単位は、別表2のとおりとする。
2 会計規程第20条第7項に規定する事故とは、次の各号の一に該当 する場合とする。	2 会計規程第20条第7項に規定する事故とは、次の各号の一に該当 する場合とする。
(1) 欠員となったとき。	(1) 欠員となったとき。
(2) 休暇、欠勤、休職等により長期にわたりその職務を執ることが できないとき。	(2) 休暇、欠勤、休職等により長期にわたりその職務を執ることが できないとき。
(3) 業務のため、長期にわたり出張するとき。	(3) 業務のため、長期にわたり出張するとき。

(事務引継)

第10条 経理責任者が交代したときは、業務に支障が生じないように円滑に経理事務の引継ぎを行わなければならない。

(略)

附 則

この細則は、令和5年4月18日から施行し、改正後の別表1は令和5年3月31日から適用し、改正後の別表2は令和5年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

資産・負債の部

損益の部

勘定科目			
費用	経常費用	(略)	(略)
収益	経常収益	(略)	(略)
		財務収益	(略)
		雑益	土地貸付料
			建物及び物件貸付料
			寄宿料収入
			その他使用料収入
			公開講座講習料
			学位論文審査料
			著作権料・特許料収入（新設）
			大学入学試験実施料収入（新設）
			不用物品売払代収入
			文献複写料
			手数料収入（新設）
			保険金収入（新設）

(事務引継)

第10条 経理責任者が交代したときは、経理事務の引継ぎを行い、別に定める引継書を作成して、学長に提出しなければならない。

(略)

別表1（第3条関係）

資産・負債の部

損益の部

勘定科目			
費用	経常費用	(略)	(略)
収益	経常収益	(略)	(略)
		財務収益	(略)
		雑益	土地貸付料
			建物及び物件貸付料
			寄宿料収入
			その他使用料収入
			公開講座講習料
			学位論文審査料
			不用物品売払代収入
			文献複写料

			研究関連収入（新設）
			物品受贈益
			引当金戻入益
			その他雑益
		(略)	(略)
(略)			(略)

別表2（第8条，第9条関係）

予算単位	予算責任者	分任予算総括責任者	経理単位	経理責任者
学長	学長	事務局企画調整役（総務・教務担当）	会計課	各課の長
各副学長	各副学長			
監査室	室長			
事務局の各課	各課の長			
医学部医学科の各講座又は分野	各講座又は分野の長			
医学部看護学科看護学講座	看護学科責任者			
医学部一般教育の各学科目	各学科目の長			
医学部の各寄附講座及び共同研究講座	各寄附講座又は共同研究講座の長			
保健管理センター	各センタ			

			物品受贈益
			引当金戻入益
			その他雑益
		(略)	(略)
(略)			(略)

別表2（第8条，第9条関係）

予算単位	予算責任者	分任予算総括責任者	経理単位	経理責任者
学長	学長	事務局企画調整役（総務・教務担当）	会計課	各課の長
各副学長	各副学長			
監査室	室長			
事務局の各課	各課の長			
医学部医学科の各講座又は分野	各講座又は分野の長			
医学部看護学科看護学講座	看護学科責任者			
医学部一般教育の各学科目	各学科目の長			
医学部の各寄附講座及び共同研究講座	各寄附講座又は共同研究講座の長			
先進医工学研究センタ	各センタ			

	一又は室	
<u>国際交流推進センター</u>	の長	
<u>入学センター</u>		
<u>教育センター</u>		
<u>地域共生医育統合セン</u>		
<u>ター</u>		
<u>インスティテューショ</u>		
<u>ナル・リサーチ室</u>		
<u>研究推進本部</u>		
<u>知的財産センター</u>		
<u>研究技術支援センター</u>		
<u>先進医工学研究センタ</u>		
<u>ー（新設）</u>		
<u>看護職キャリア支援セ</u>		
<u>ンター（新設）</u>		
図書館	館長	
各学内共同利用施設	各学内共同利用施設の長	
病院及び病院の各診療科・部・室・センター	病院長及び各診療科・部・室・センターの長	事務局次長（病院担当）
各受託研究代表及び各共同研究代表者	各研究代表者	事務局企画調整役（総務・教務

各寄附金事業担当者	各事業担当者	担当)	
総務課（卒後臨床研修に係る収入関係）	各課の長		総務課
人事課（給与・退職手当，所得税等の経理に係る支出関係）			人事課
研究支援課（産学連携等研究，寄附金に係る収入関係）（会計課に係るものを除く）			研究支援課
施設課（工事契約に係る支出関係及び職員宿舍貸付，学校財産貸付に係る収入関係）			施設課
学生支援課（入学料，授業料，受託研修生に係る収入関係）			学生支援課
図書館情報課（図書に係る支出及び収入関係）			図書館情報課
経営企画課（病院に関する収入関係）（会計課，医療支援課に係るものを除く）		事務局次長（病院担当）	経営企画課
医療支援課（病院に関する収入関係）（会計課，経営企画課に係るものを除く）			医療支援課

各寄附金事業担当者	各事業担当者	担当)	
総務課（卒後臨床研修に係る収入関係）	各課の長		総務課
人事課（給与・退職手当，所得税等の経理に係る支出関係）			人事課
研究支援課（産学連携等研究，寄附金に係る収入関係）（会計課に係るものを除く）			研究支援課
施設課（工事契約に係る支出関係及び職員宿舍貸付，学校財産貸付に係る収入関係）			施設課
学生支援課（入学料，授業料，受託研修生に係る収入関係）			学生支援課
図書館情報課（図書に係る支出及び収入関係）			図書館情報課
経営企画課（病院に関する収入関係）（会計課，医療支援課に係るものを除く）		事務局次長（病院担当）	経営企画課
医療支援課（病院に関する収入関係）（会計課，経営企画課に係るものを除く）			医療支援課

(略)

(略)

【改正理由】

大学の組織改組及び会計事務の効率化のため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。